

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

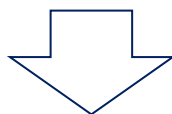
令和 7 年 5 月

浄化槽をお使いの皆さまへ

四日市市上下水道局 生活排水課
一般財団法人三重県水質検査センター

浄化槽を適正に維持管理しましょう

合併処理浄化槽を設置するだけでは、生活雑排水(風呂、台所、洗面所等)及びトイレからの排水はきれいな水に処理されません



きれいにするには、適正な維持管理が必要です！

【適正な維持管理に必要なこと】

業者一覧 QR



- ① **保守点検**の実施：浄化槽機器の点検等⇒**保守点検業者**へ委託
- ② **清掃**の実施：浄化槽の汚泥等の汲取等⇒**清掃許可業者**へ委託
- ③ **法定検査**の受検：放流水の水質検査等⇒**三重県水質検査センター**へ依頼

- 単独処理浄化槽も、上記①～③を必ず行ってください。
- なお、単独処理浄化槽は生活雑排水が処理できないため、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。
- また、公共下水道供用開始区域等の場合は下水道へ切り替えてください。

法定検査

法定検査では、以下のことを行います。

- ◇ 保守点検/清掃の実施状況の確認
- ◇ 設備の稼働状況の確認
- ◇ 放流水の水質が良好であるかどうかの確認
- ◇ 浄化槽管理者への検査結果の報告

《検査手数料》 20 人槽までは **4, 100 円** (非課税)

※当日不在でも受検できます。所要時間は約 20 分です。



身分証明書を携帯した上記服装の検査員がお伺いします

《法定検査に関するお問い合わせ先》

三重県知事指定検査機関 一般財団法人 三重県水質検査センター
☎059-213-0707 (平日 8:30~17:15)



《浄化槽及び裏面の補助金に関するお問い合わせ先》

四日市市上下水道局 生活排水課
☎059-354-8402 (平日 8:30~17:15)



補助金については
裏面へ

お断わり) 浄化槽をお使いでないご家庭にも回覧が届く場合があります。その際はどうかご容赦ください。

四日市市浄化槽維持管理補助制度のご案内

四日市市では、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽の管理者に対して維持管理費の補助を行っています。

補助対象者

以下の条件を全て満たしている場合が対象となりますが、個別の状況で補助対象外となる場合もありますので、詳しくは生活排水課へお問い合わせください。

- ✓ 四日市市内の下水道等の供用区域外に合併処理浄化槽を設置していること
※単独処理浄化槽は対象外 ※下水道供用開始が告示された翌年度から補助対象外
- ✓ 申請者が居住している専用住宅又は併用住宅であること
※併用住宅は、延べ面積の 1/2 以上が居住部分かつ、非居住面積（店舗・事務所等）が50㎡以下の場合のみ対象
※共同住宅、事務所などは対象外
- ✓ 法定検査（第 11 条）の結果が「適正」または「おおむね適正」であること
※検査結果が「不適正」の場合と、第7条の法定検査は補助対象外

補助金額

人槽	金額
5～6人槽	16,000円
7～9人槽	18,000円
10～50人槽	22,000円

申請方法

提出書類

- ①申請書兼請求書(対象者に送付されます)
- ②法定検査結果書のコピー(オモテ面のみ)

提出先

四日市市上下水道局生活排水課
(上下水道局庁舎1階)

申請期限

令和8年3月31日(火)まで（令和7年度）

※法定検査結果書の発行日が、令和7年4月1日から令和8年3月31日のものが対象です

法定検査の 受検

1 申込は
三重県水質検査
センターへ

【令和7年度】

検査結果書・ 申請書の送付

2 受検の概ね
1ヶ月後に
届きます

問い合わせ先

補助金の申請

3 申請書と
結果書コピー
を提出

四日市市上下水道局生活排水課（裏面参照）

補助金の交付

4